

件名：自転車置場について

(平成 26 年 4 月 18 日受付)

どうして駐輪場は玄関入口から遠くにあるのか。もう少し近くにしてほしい。屋根もできるのか。

(回答)

このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

また、ご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。

駐輪場については、玄関に近い場所に障がい者の方用の駐車を設ける都合上、現在の位置を変える計画はございません。新館の北側にある通用口が、正面玄関へ回るより近いと思われまますので、恐れ入りますが、そちらもご利用いただければと思います。

なお、駐輪場の屋根につきましては、今年度中に設置する計画となっております。

雨天時については、別館解体までの間は、別館階段下の駐輪場がご利用いただけます。また、別館解体が始まりますと、新館の西側に屋根つきの仮設駐輪場を設ける計画としておりますので、そちらをご利用ください。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(担当課：施設管理課)

件名：信号機設置について

(平成 26 年 4 月 18 日受付)

壬生川駅西側の道路工事がまもなく完成すると思うが、その工事の北端やきとり一声の所の道がT字路から交差点に変更される。小・中・高校生の通学路になっており、開通までに信号機の設置を強く要望する。

(回答)

このたびは、西条市の道路行政に関しまして、貴重なご意見を頂きありがとうございます。

さて、壬生川駅西地区の道路整備におきましては、皆様のご協力を頂き、近く供用開始の見込みであります。

ご指摘のとおり、市道駅西三津屋線の道路が既設の市道壬生川丹原線に接続しますことから、交差点部の安全確保のため信号機の設置を警察や公安委

員会に対して要望しておりますが、供用開始の時期によっては、信号機の無い状態が予想されます。この場合は、一旦停止等の規制を設けて運用することとなりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

また、引き続き警察等関係機関に対し、要望活動を行い早期に信号機設置が叶うように努めて参りますので、自治会等各位のご支援とご協力を宜しくお願い致します。

(担当課：都市計画整備課)

件名：棚木の憩の家の按摩器について

(平成 26 年 4 月 21 日受付)

週 2 回ストレッチ体操に通っているが、半年以上前から、3 台の按摩器の内 2 台とローラーマシンが 1 台故障したままになっている。早く直してほしい。

(回答)

お世話になっております。日頃より、市政各般にわたり、ご理解ご協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

この度は貴重なご意見ありがとうございます。

老人憩の家の健康器具に関しましては、ご迷惑をおかけしております。

ご指摘いただきました件でございますが、施設の管理を委託しております西条市社会福祉協議会とも協議をさせていただき、現在、県の事業を活用し健康器具の導入を図るべく、その採択に向け鋭意努力しているところでございます。

市といたしましても、財政事情なども加味し、できるだけ迅速に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

今後とも、お気づきの点がございましたらご意見等いただきますようお願いいたします。

(担当課：高齢介護課)

件名：障がい者用トイレの設置について

(平成 26 年 6 月 11 日受付)

市役所の障がい者用のトイレも一般のトイレも広くて使いやすいが、紙おむつの交換で大人用の折りたたみベッドもつけてもらえると幅広い年齢の方も使え、安心して外出できるようになると思う。

(回答)

このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

現在、西条市役所本庁新館には、1階から6階までの各階に多目的トイレを設置しており、設備として車いす対応トイレ、オストメイト対応設備、ベビーシート（30kgまで対応）等を備えています。

ご意見のありました、大人用の折りたたみベッドですが、庁舎新館の多目的トイレの広さでは、ベビーシートと交換をしても、収まりきらない状態です。本館の多目的トイレも現状では、設置が出来ない状態です。

今後、施設の改修等を行う際には、大人用の折りたたみベッドの導入も検討していきたいと思えます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(担当：施設管理課)

件名：西条産業情報支援センターに関する第三者委員会について

(平成26年6月27日受付)

西条産業情報支援センターの金の流れに不透明な点があるので、外部の公認会計士による第三者委員会を設置して調査を行い、その経過も結果も市民に公表するとのことであった。

マスコミ会見で市民に経過も結果も公表すると明言したのならば、不透明な点がなかったから第三者委員会を設置しなかった旨も含めて説明責任を果たしてほしい。

(回答)

日頃は、市政各般にわたりましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

株式会社西条産業情報支援センターに関しましては、市において独自に調査をいたしましたところ、市が発注した委託事業におきまして、随意契約であるにも関わらず、業務のすべて又は大部分を再委託している事例が多く存在することが判明しました。

随意契約は、その業者でなければ業務の達成が困難との理由で当該業者と

契約するわけであり、再委託は効率性の観点における問題が生じるだけでなく、受託者が主要な業務を再委託することは随意契約の理由に矛盾が生じることになります。

そこで、今後、市民の疑念を招かないために、業務委託契約における一括再委託を禁止及び文書による発注者の事前承諾を得ない再委託を禁止することを明記した「業務委託契約における再委託ガイドライン」を策定し、平成26年4月1日から運用することとした次第でございます。

このことは、議会での答弁や全員協議会報告等の機会を通じてご説明しているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(担当：商工振興課・契約課)